

三島町地域活性化イベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、三島町内（以下「町内」という。）における地域の賑わいを創出するとともに、交流人口拡大など地域経済の活性化を図るため町内事業者が実施するイベント等事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和52年三島町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 補助対象事業を行う者をいう。
- (2) 事業者 税申告において事業申告している者や、事業に必要な許認可を有している者をいう。
- (3) 補助対象事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (4) 連携体 補助金の交付を受けて連携して事業に取り組む複数の事業者で構成される集団

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所又は事業所を有する事業者で、2者以上からなる団体及び連携体（実行委員会として組織する場合を含む。）
- (2) その他町長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 三島町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等
- (2) 町税その他使用料及び三島町各基金又は福島県税等を滞納している者
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (4) 公序良俗に反する業務を行っている者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助申請者が実施する地域経済の活性化を目的として町内で開催するイベント等で、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 町が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業
- (2) 町内事業者が主催又は町外事業者との共催事業
- (3) 町外からの誘客が見込める事業
- (4) 様々な業種の交流や連携が図られている事業
- (5) 地域が活性化するための演出が図られている事業
- (6) その他町長が地域経済の活性化に資すると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるイベントは、補助対象事業としない。

- (1) 申請団体に含まれる補助事業者の内1／2以上が、他の申請と重複する事業
- (2) 多数の者が広く参加できる内容とならない事業

- (3) イベント運営の主体を委託する事業
- (4) イベントの成果が特定の事業者には帰属する事業
- (5) 団体及び連携体に参加実態のない者を含む事業
- (6) 団体及び連携体に前条2項に該当する者を含む事業
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行うことを目的とする事業
- (8) 公序良俗に反する内容を含む事業
- (9) その他本事業の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する事業

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金等の額は、前条に規定する補助対象経費の1/2以内の額とし、会計年度内20万円を限度とする。ただし、補助金の額の算定において、1千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する申請書は、補助金交付申請書(様式第1号)とし、別表第2に掲げる書類を添付することとする。

2 補助事業者は、前項の規定による申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請は毎年度、別に定める募集期間において受け付けるものとする。

(申請内容の審査・補助金の交付決定)

第8条 町長は、受理した申請書について三島町地域活性化イベント支援事業補助金審査委員会の意見を聴取し、採否及び補助金交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第4条第2項の規定による交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条の規定による通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容等の変更をしようとするときは、第11条第1項により速やかに町長の承認を受けること。ただし、別表第3に定める軽微な変更は除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(交付決定前着手届)

第10条 補助事業者は、事業を執行するに当たり、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定前着手届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第11条 規則第6条の規定に基づき、町長の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更収支予算書（様式第4号の別紙1）
- (2) 添付書類（見積書等、その他変更の内容が分かる書類）

2 前項の変更承認申請は、補助事業の内容を変更しようとするときに行うものとする。

(状況調査)

第12条 町長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づき適切に行われているかどうかの現地調査を行うことができる。

2 町長は、前項の調査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、適切に行うよう指示するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第10条に規定する実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業実績書（様式第5号の別紙1）
- (3) 収支精算書（様式第5号の別紙3）
- (4) 添付書類（別表第4に定める）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をしたときは、前項の規定により実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定（以下「確定額」という。）し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 町長は、規則第7条第1項の規定によるほか、補助事業者が第12条、第13条、第16条及び第21条の規定に違反した場合は、規則第4条第1項の規定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第16条 補助金は規則第11条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（概算払請求書）（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 補助事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、別に定める期限において、当該補助金を返還しなければならない。

(1) 第15条の規定により、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき

(2) 前条第1項及び第2項の規定による概算払により交付された補助金額が、第11条第1項及び第2項の規定により承認された額を超えているとき、又は確定額を超えているとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をしたものについて、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(会計帳簿等の整備・保存)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(経過報告)

第20条 三島町地域活性化イベント支援事業に係る補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間、町長が必要と認める場合には、次の書類を提出しなければならない。

(1) 事業効果報告書（様式第10号）

(要綱の見直し)

第 2 1 条 この要綱は、その運用状況や実施効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(補足)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な規定等は、別に定める。

附 則

- ・ この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。
- ・ この要綱は、令和 8 年 6 月 1 8 日から施行し、令和 8 年度の補助金から適用する。

別表第1（第4条・第5関係）

No.	経費区分	内容
1	報償費	出演者等に対する謝金
2	旅費	出演者等に対する旅費、宿泊費 当該事業用と明確に区分できるものとし、総事業費の20%未満とする。
3	会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室等の借上費用
4	会場借用費	イベント会場の借上費用
5	会場設営費	イベント会場の会場設営費用
6	通信運搬費	郵便、電話等通信、運搬に要する経費 当該事業用と明確に区分できるものに限る。
7	広告宣伝費	チラシ、ポスター、ウェブサイト、看板等の作成に要する経費
8	賃借料	資機材等の賃借に要する経費
9	委託費	イベントの運営、警備等に要する経費 自ら実行することが困難で、専門の業者に委託する必要がある業務とし、補助対象経費の50%以下とする。
10	雑費	保険、手数料に要する経費
11	その他町長が必要と認める経費	上記以外の経費で町長が必要と認める経費

別表第2（第7条関係）

補助の申請に必要な添付書類を次のとおり定める。

添 付 書 類
・補助金交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第1号の別紙1） ・収支予算書（様式第1号の別紙2） ・暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号） ・町税の納税証明書（直近1年分）（法人の場合は代表者のものも含む。） ・住民票の写し（法人の場合は町内に事業所を有する根拠となるもの。） ・個人事業の開業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。） ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種である場合に限る。） ・補助対象経費の積算内訳が分かる資料（見積書等） ・その他町長が必要と認める書類

別表第3（第7条、第9条関係）

内容の軽微な変更
次の各号に掲げるもの
1 補助目的に変更をもたらすものではない事業の実施内容の細部の変更
2 補助金事業の補助対象経費の30%未満の変更

別表第4（第13条関係）

実績報告に必要な添付書類を次のとおり定める。

添 付 書 類
・支払いを証明する書類（請求書、領収書、銀行振込受領書等の写し） ・契約書等の写し（対象経費に委託料、賃料等がある場合） ・写真（イベント内容が把握できるもの） ・印刷物等の写し（対象経費に広告宣伝、印刷製本、ホームページ制作を含む場合） ・2者以上からなる補助事業者が連携して取り組んだことが分かる資料（写真等含む） ・その他実績が分かる書類

電話番号

令和 年度三島町地域活性化イベント支援事業補助金の交付を受けたいので、三島町地域
活性化イベント支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

補助事業名	
事業の目的及び内容	別紙事業計画書（様式第 1 号の別紙 1） のとおり
補助事業の実施場所	三島町
補助金交付申請額	円
補助金事業の着手・ 完了予定年月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
各種税・使用料等納入 関係書類閲覧の同意	本申請に当たり、私の各種税・使用料等納入状況を確認するために、 関係書類を閲覧することについて同意します。 住所 氏名 印

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第1号の別紙1）
- ・収支予算書（様式第1号の別紙2）
- ・暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号）
- ・町税の納税証明書（直近1年分）（法人の場合は代表者のものも含む。）
- ・住民票の写し（法人の場合は町内に事業所を有する根拠となるもの。）
- ・個人事業の開業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種である場合に限る。）
- ・補助対象経費の積算内訳が分かる資料（見積書等）
- ・その他事業の概要が分かる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

様式第 1 号の別紙 1（第 5 条関係）

三島町地域活性化イベント支援事業補助金事業計画書

補助事業名	
-------	--

1. 代表申請者

ふりがな 氏 名 (代表者氏名)		生年月日 ※法人の場合 は設立年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号		FAX	
E - m a i l			

2. 連絡責任者

ふりがな 氏 名		生年月日 ※法人の場合 は設立年月日	年 月 日
住所	〒		
	電話番号		FAX
	E-mail		

3. 申請者一覧（代表申請者を含む）

氏名又は事業者名	住 所	役 割
	三島町	
	三島町	
	三島町	
	三島町	
	三島町	

4. 実施内容

該当事業 (第4条第1項)	以下から該当するもの全てに☑してください。 ☐ 町が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業 ☐ 町内事業者が主催又は町外事業者との共催事業 ☐ 町外からの誘客が見込める事業 ☐ 様々な業種の交流や連携が図られている事業 ☐ 地域が活性化するための演出が図られている事業 ☐ その他町長が地域経済の活性化に資すると認める事業
事業の目的及び 内容	<目的>
	<内容>

5. 実施スケジュール

月 日	実施概要（イベント名等）

6. 事業費

総事業費		円
資金内訳	自己資金①	円
	その他（ ）②	円
	補助金額③	円

7. 見込まれる事業効果

見込まれる事業効果	
-----------	--

8. 事業効果に対する目標値

	来客数	売上金額	その他（ ）
順調の場合	人以上	円以上	
やや順調の場合	人以上	円以上	
順調でない場合	人未満	円以下	

収 支 予 算 書

【収入の部】 (単位：円)

項 目	予算額	説 明
自己資金		
借入金		
補助金		
その他（ ）		
計		

【支出の部】 (単位：円)

項 目	予算額	支出内容
計		

(※) 支出の部の項目欄には補助金交付要綱別表第 1 の経費区分の中から該当するものを記入
ください。

暴力団等排除に関する誓約書

三 島 町 長 様

- 1 私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定する行為、団体等）、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて三島町の信用を毀損し、又は三島町の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は三島町から請求があり次第、三島町に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、私の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所
事業者名

三島町地域活性化イベント支援事業交付決定前着手届

令和 年 月 日付けで申請した令和 年度三島町地域活性化イベント支援事業について、下記のとおり交付決定前に着手したいので届出します。

記

1. 補助事業名

2. 交付決定前に着手を必要とする理由

3. 条件

- （1）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- （2）補助金の交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- （3）当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わない。

令和 年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所
氏 名

三島町地域活性化イベント支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により令和 年度三島町地域活性化イベント支援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、三島町地域活性化イベント支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項及び第 1 1 条第 1 項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

補助事業名				
交付決定年月日・番号	令和	年	月	日付け三島町指令第 号
事業費	変更前	円		
	変更後	円		
補助金額	変更前	円		
	変更後	円		
事業期間	変更前	令和	年	月 日～令和 年 月 日
	変更後	令和	年	月 日～令和 年 月 日
変更（中止・廃止）理由				
変更（中止・廃止）内容				

（添付資料）

- ・ 変更収支予算書（様式第 4 号の別紙 1）
- ・ その他変更内容、金額、工程（変更前後）等を確認できる資料

変更収支予算書

【収入の部】 (単位：円)

項 目	予算額		説 明
	変更前	変更後	
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
計			

【支出の部】 (単位：円)

項 目	予算額		説 明
	変更前	変更後	
計			

(※) 支出の部の項目欄には補助金交付要綱別表第 1 の補助対象経費の中から費目を記入し、具体的な内容を説明欄に記入ください。

令和 年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所
氏 名

三島町地域活性化イベント支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け三島町指令第 号で交付決定のあった三島町地域活性化イベント支援事業を下記のとおり完了したので、三島町地域活性化イベント支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

補助事業名	
交付決定額	円
着手年月日	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

（添付書類）

- ・事業実績書（様式第5号の別紙1又は別紙2）
- ・収支精算書（様式第5号の別紙3）
- ・個人事業の開業等届出書の写し（個人事業者で交付申請時に起業していない場合に限る。）
- ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）
- ・定款の写し又はこれに準ずるもの（法人で交付申請時に起業していない場合に限る。）
- ・その他に別表第4に定める添付書類

三島町地域活性化イベント支援事業補助金事業実績書

補助事業名	
-------	--

1. 代表申請者

ふりがな 氏 名 (代表者氏名)		生年月日 ※法人の場合 は設立年月日	年 月 日
住所	〒 —		
電話番号		FAX	
E - m a i l			

2. 連絡責任者

ふりがな 氏 名		生年月日 ※法人の場合 は設立年月日	年 月 日
住所	〒 —		
	電話番号		FAX
	E-mail		

3. 申請者一覧（代表申請者含む）

氏名又は事業者名	住 所	役割実施内容
	三島町	
	三島町	
	三島町	
	三島町	
	三島町	

4. 実施内容

該当事業 (第4条第1項)	以下から該当するもの全てに☑してください。 ☐ 町が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業 ☐ 町内事業者が主催又は町外事業者との共催事業 ☐ 町外からの誘客が見込める事業 ☐ 様々な業種の交流や連携が図られている事業 ☐ 地域が活性化するための演出が図られている事業 ☐ その他町長が地域経済の活性化に資すると認める事業
事象実施内容	<内容>

5. イベント実施結果

月 日	実施概要（イベント名等）

6. 事業費

総事業費		円
資金内訳	自己資金	円
	その他（ ）	円
	補助金額	円

7. 得られた事業効果

得られた事業効果	※規模、人数、金額等の具体的な数値を使用し記載してください。
-----------------	---------------------------------------

8. 目標値に対する達成状況

達成状況	※該当するものに☑してください。 ☐ 順調に達成した ☐ やや順調に達成した ☐ 達成できなかった	
実績値	来客数 人	売上 円

様式第5号の別紙3（第13条関係）

収 支 精 算 書

【収入の部】

（単位：円）

項 目	予算額 (A)	精算額 (B)	比 較 (A－B)	説 明
自己資金				
借入金				
補助金				
その他				
計				

【支出の部】

（単位：円）

項 目	予算額 (A)	精算額 (B)	比 較 (A－B)	説 明
計				

（※）支出の部の項目欄には補助金交付要綱別表第1の補助対象経費の中から費目を記入し、
具体的な内容を説明欄に記入ください。

様式第6号 (第16条関係)

令和 年 月 日

三島町長 様

(申請者) 住 所
氏 名

三島町地域活性化イベント支援事業補助金交付請求書（概算払請求書）

令和 年 月 日付け三島町指令第 号で交付決定のあった三島町地域活性化イベント支援事業補助金について、補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、金 円を（概算払により）交付して下さるよう請求します。

記

補助事業名	
事業費	円
交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A－B－C）	円

【振込先情報】

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
フ リ ガ ナ	

※通帳の写しを添付してください。

令和 年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所
氏 名

三島町地域活性化イベント支援事業に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった令和 年度三島町地域活性化イベント支援事業補助金について、補助金交付要綱第 1 8 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名	
2. 補助金額（補助金交付要綱第 1 4 条による額の確定額）	円
3. 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額	円
5. 補助金返還相当額（4. － 3. ）	円

（添付書類）

- ・ 積算の内訳が分かる書類

令和 年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所
氏 名

三島町地域活性化イベント支援事業業効果報告書

令和 年度三島町地域活性化イベント支援事業補助金（令和 年 月 日付け三島町指令第 号）の交付を受けて実施した事業について、補助金交付要綱第 2 0 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業実施年度	令和 年度	
補助対象事業名		
事業費	円	
補助金交付額	円	
補助事業実施年度の 翌年度から 3 年間の 状 況 ・ 効 果 等	令和 年度	
	令和 年度	
	令和 年度	